

第11回山形県行政不服審査会 議事概要

- ・日 時／平成31年3月26日（火） 午後2時～午後3時30分
- ・場 所／山形県職員会館あこや会館 201会議室
- ・出席者／委 員 水上進会長、阿部未央委員、齋藤哲也委員、津川恵美子委員、
渡辺麻里委員
事 務 局 総務部学事文書課文書法制主幹ほか3名出席
審 査 庁 子育て推進部子ども家庭課課長補佐ほか1名出席
農振水産部農村計画課課長補佐ほか1名出席

1. 開 会

- 第11回山形県行政不服審査会を開会

2. 会長あいさつ

- 本日は、土地改良法に基づく処分に係る審査請求1案件及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく処分に係る審査請求1案件を調査審議するので、各委員には忌憚のない意見を賜るようお願いする。

3. 調査審議

- 1 土地改良法に基づく一時利用地指定処分についての審査請求に係る諮問1件について、調査審議を行った。
 - (1) 委員除斥事由の該当性の確認
山形県行政不服審査会運営要領第3条の規定について、審議に参加する委員が自己の利害に関係する議事ではないことを、議長が確認した。
 - (2) 調査
必要な調査として、審査庁から今回の審査請求の概要、審査庁の裁決（案）の方向性等についての説明を受けた。
 - (3) 質疑応答
審査庁に対して質疑応答を行った。
 - (4) 審議
委員のみで審議を行い、答申の方向性を決めた。

2 特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分及び特別児童扶養手当資格喪失処分についての審査請求に係る諮問1件について、調査審議を行った。

(1) 委員除斥事由の該当性の確認

山形県行政不服審査会運営要領第3条の規定について、審議に参加する委員が自己の利害に係る議事ではないことを、議長が確認した。

(2) 調査

必要な調査として、審査庁から今回の審査請求の概要、審査庁の裁決(案)の方向性等についての説明を受けた。

(3) 質疑応答

審査庁に対して質疑応答を行った。

(4) 審議

委員のみで審議を行い、答申の方向性を決めた。

4. 閉 会 (終了 午後3時30分)